

後期高齢者医療制度で 医療を受けている皆さんへ

後期高齢者医療被保険者証（保険証）が8月1日に更新されます。

新しい保険証は、7月中旬に特定記録郵便で送付します。7月末日までに届かない場合は、保険課へお問い合わせください。

●新しい保険証が届いたら

医療機関で受診する際の医療費の負担割合が記載してありますのでご確認ください。

古い保険証は8月1日以降、ご自身で捨ててください。保険証には個人情報記載されていますので、捨てるときには、はさみで切るなどして、内容が読み取られないようご注意ください。

一定以上の所得がある方の医療費の負担割合が変わります

10月1日から一定以上の所得が

ある方は、現役並み所得者（3割負担）を除き、医療費の窓口負担が2割になります。

2割負担の対象になるかどうかは、被保険者の住民税課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。2割負担となる方は、課税所得が28万円以上の方（現役並み所得者を除く）です。

課税所得が28万円以上でも、年金収入とその他の合計所得金額の合計が200万円未満（被保険者が2人以上の世帯は合計が320万円未満）であれば1割になります。

●負担を抑える配慮措置があります

2割負担となる方には、10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、外来診療における1か月の負担増加額を3000円までに抑える配慮措置があります（入院の医療費は対象外）。

対象になると、その超えた金額

は高額療養費として、登録した口座へ後日振り込まれます。

2割負担となる方で高額療養費の口座登録をしていない方には、9月下旬に埼玉県後期高齢者医療広域連合から申請書を送付しますので、登録をお願いします。

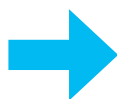
窓口負担割合の見直しに関するコールセンターを開設しています

○厚生労働省コールセンター ☎0120・002・719 午前9時～午後6時（日・休日を除く）

○埼玉県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0120・085・950 午前8時30分～午後5時15分（土・日・休日を除く）

9月30日までの
医療費の負担割合

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割



10月1日からの
医療費の負担割合

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得がある方	2割
一般所得者等	1割

★保険課 ☎25・1245

●保険証は2回届きます

2割負担が新設されるため、被保険者全員に保険証を2回送付します。2回目更新の保険証から、負担割合の表示が1割、2割、3割のいずれかとなります。

保険証の送付時期と有効期限

▼1回目 7月中旬送付 9月30日まで有効

▼2回目 9月中旬送付 令和5年7月31日まで有効

申請により窓口負担限度額が適用されます

医療機関での支払いが所得区分に応じた金額までとなる限度額適用・標準負担額減額認定証（または限度額適用認定証）を発行しています。

対象 次の①②のいずれかに該当する方

①被保険者が住民税非課税世帯（世帯全員が所得申告済みで住民税非課税の世帯）の方

②現役並み所得者で、課税所得が690万円未満（本人及び同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の課税所得）の方

なお、前年度にいずれかの認定証を発行されている方で、今年度も該当する方には、7月下旬に新しい認定証を送付します。

保険料額決定通知書を送付します

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

●保険料の納め方

同封のお知らせをご確認ください。

●被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度の被保険者となる前日に被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかかりません。また、均等割額は、制度加入後、2年間に限り5割軽減されます。

なお、所得の少ない方に対する均等割額の軽減にも該当する場合は、軽減割合の大きい方が適用されます。



新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免と傷病手当金の支給

●保険料の減免

世帯の主たる生計維持者（世帯主）が死亡し、または重篤な傷病を負った場合や、収入が減少した場合に、同じ世帯の被保険者の保険料を減免します。

●傷病手当金の支給

給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などで感染が疑われ、勤務することができなかった場合、傷病手当金を支給しています。

このたび、適用期間が次のとおり延長となりました。

適用期間 令和2年1月1日から令和4年9月30日まで

※保険料の減免、傷病手当金の支給について、詳しくは保険課（市役所1階）または市HPでご確認ください。



市HP

～介護保険料の納付について～

新型コロナウイルスの影響で納付が困難な場合は

★介護保険課 ☎ 25-1719

新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、収入の減少が見込まれるなど、保険料の納付が困難な場合、申請により令和4年度介護保険料の減免を受けられる場合があります。

詳しくは、介護保険課（市役所1階）または市HPでご確認ください



市HP

